

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
1 R2入札契約手続支援システム改良業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	東芝デジタルソリューションズ(株)官公営業第三部 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	7010401052137	本業務は、契約事務処理の効率化を図るため入札契約手続支援システムの改良・更新を行うものである。また、システムが常に適正に稼働するためのシステム等の運用サポート及び、障害発生時に迅速に原因調査・復旧作業を行うことにより、契約手続業務に支障をきたさないための保守作業を行うものである。 本システムは、入札・契約手続作業にかかる技術審査や帳票作成等の事務処理や契約状況等のデータ抽出を適切かつ迅速に行うことを目的に構築され、入札契約手続に特化した汎用性のない重要なシステムであり、障害発生時や運用方針の変更等を伴うシステム改良について、迅速な対応を行わなければ業務の遂行が著しく困難となる。よって、本業務を適切かつ確実に履行するためには、高い信頼性が求められるとともに、高度なシステム構築の知識や経験があるだけではなく、関東地方整備局の電算環境を把握したうえで、関連する各システムとの連携を図りつつ改良を行わなければならないため、本システムの改良及び保守作業に関するシステム構成を熟知し、システム運用の幅広い知識と経験を兼ね備えた技術を有する者に行わせる必要がある。 このため、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている唯一の者である上記事業者を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	75,943,186	75,680,000	99.65%		
2 R2河川情報サービス提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	(一財)河川情報センター 東京都千代田区麹町1-3	3010005000132	本業務は、インターネットを利用して国土交通省が提供対象者毎に河川情報並びに全国版水文水質データ提供システムの信頼性の高い安定的な情報提供を行うためのサービスを提供すること、及び水情報国土データ管理センターに係るサービスを提供するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「24時間365日安定的かつ継続的かつ迅速なサービス提供並びに危機管理に関する提案」及び「閲覧者の特性に応じて必要となる情報を速やかに理解できる形で分かりやすく提供するために有効な情報提供方法に関する提案」などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 一般財団法人河川情報センターは、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	1,531,090,000	-		
3 令和2年度新技術情報提供システム改良等業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	日本工営(株)東京支店	2010001016851	本業務は、新技術の活用及び普及を推進するため整備している新技術情報提供システム(NETIS)の改良及び保守を行うことを目的とする。 新技術情報提供システムは、国土交通省が運用している新技術に係る情報を提供し、設計段階、工事発注段階、施工段階において適切な施工方法を選定するための重要なシステムであるため、障害発生時等には迅速な対応を行わなければならない。 そのためには、一般的なシステム構築の知識や経験があるだけではなく、本システムの構造及び機能に精通した知識と経験が必要不可欠である。 このため、的確性、実現性、独創性などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 日本工営(株)東京支店は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	30,811,000	29,997,000	97.36%		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
4	R2建設副産物情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	(一財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂5-2-20	4010405010556	本業務は、公共工事における建設副産物の適正処理を推進するための建設副産物の排出計画・実績に関する情報及び、建設発生土の工事間利用を促進するための建設発生土の搬入・搬出に関する情報を関東地方整備局及び直轄事務所に提供するものである。 建設副産物の排出計画・実績情報や建設発生土の搬出先・搬入先に関する情報は、建設副産物の適正処理のため必要不可欠な情報であることから、正確かつ、効率的に提供を受ける必要がある。(一財)日本建設情報総合センターではプログラム及びデータベースの著作権を有する、建設副産物情報交換システム及び建設発生土情報交換システムを運用しており、建設副産物及び建設発生土の情報を、一元的にデータベース化し、情報提供を受けるシステムを構築しているところである。 このため、上記の技術的要件等を兼ね備えている唯一の者である上記業者を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	10,395,000	-		
5	R2工事・業務実績情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	(一財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂5-2-20	4010405010556	本業務は、工事発注等入札契約手続きに必要なとなる公共工事や業務の受注実績、技術者に関する情報を関東地方整備局に提供するものである。 工事・業務実績及び技術者に関する情報は、入札・契約手続きにおける競争参加資格の確認や業者選定の為の評価根拠情報であるため、正確、かつ迅速に提供を受ける必要がある。工事・業務実績及び技術者等の情報は、(一財)日本建設情報総合センターがプログラム及びデータベースの著作権を有する、工事実績情報システム及び測量調査設計業務実績情報システムにおいて、一元的にデータベース化し、情報提供を受けるシステムを構築しているところである。 このため、上記の技術的要件等を兼ね備えている唯一の者である上記事業者を特定者とし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記事業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	9,933,000	-		
6	令和2年度関東地方整備局ホームページ等運営支援業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	日本レコードマネジメント(株) 東京都千代田区鍛冶町 2-9-12	3010001033961	本業務は、関東地方整備局で展開する広報活動のうち、ホームページ及びイントラネットの運営に係る支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、効率的に運営支援を実施するために必要な項目及びその対応策と留意点等を含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 日本レコードマネジメント株式会社は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	12,529,000	12,518,000	99.91%		
7	R2関東管内水位表示システム運用業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	パシフィックコンサルタンツ(株) 首都圏本社 東京都千代田区神田錦町 3-22	8013401001509	本業務は、簡易水位計の情報を提供できるように構築した「関東管内水位表示システム」の運用保守を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、業務実施方針及び手法、特定テーマに対する提案などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 パシフィックコンサルタンツ株式会社は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	14,267,000	14,190,000	99.46%		

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
8	R2-3東京国道共同溝 監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ(株) 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	4010001062563	<p>本業務は、東京国道事務所が管理する共同溝（約117.7km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び付帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同構内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類や配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティの確保するにあたり、関東地方整備局と各占用企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ(株)は、各占用企業者等の出資により共同溝を監視するために設立された会社であり、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を主な業務としており、各占用企業者の収容施設の情報や監視に関わる特殊性やノウハウを総合的に有する唯一の企業である。</p> <p>したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占用企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者からの機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	2,051,500,000	—		
9	R2-3横浜国道共同溝 監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ(株) 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	4010001062563	<p>本業務は、横浜国道事務所が管理する共同溝（約50.3km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び付帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同構内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類や配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティの確保するにあたり、関東地方整備局と各占用企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ(株)は、各占用企業者等の出資により共同溝を監視するために設立された会社であり、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を主な業務としており、各占用企業者の収容施設の情報や監視に関わる特殊性やノウハウを総合的に有する唯一の企業である。</p> <p>したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占用企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者からの機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	501,600,000	—		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
10	R2-3千葉国道共同溝 監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	日本ユーティリティサブ ウェイ(株) 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	4010001062563	<p>本業務は、千葉国道事務所が管理する共同溝（約23.7km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類や配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティの確保にあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ(株)は、各占有企業者等の出資により共同溝を監視するために設立された会社であり、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を主な業務としており、各占有企業者の収容施設の情報や監視に関わる特殊性やノウハウを総合的に有する唯一の企業である。</p> <p>したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者からの機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	204,600,000	—		
11	R2-3相武国道共同溝 監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	日本ユーティリティサブ ウェイ(株) 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	4010001062563	<p>本業務は、相武国道事務所が管理する共同溝（約10.3km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類や配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティの確保にあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ(株)は、各占有企業者等の出資により共同溝を監視するために設立された会社であり、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を主な業務としており、各占有企業者の収容施設の情報や監視に関わる特殊性やノウハウを総合的に有する唯一の企業である。</p> <p>したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者からの機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	101,200,000	—		

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備考
12 R2-3大宮国道共同溝 監視業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	日本ユーティリティサ ブウェイ(株) 東京都中央区日本橋小 伝馬町11-9	4010001062563	<p>本業務は、大宮事務所が管理する共同溝（約2.9km）のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知し、その上で共同溝を一元的に監視することが必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同溝内の収容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類や配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティの確保するにあたり、関東地方整備局と各占有企業者（ライフライン事業者）との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ(株)は、各占有企業者等の出資により共同溝を監視するために設立された会社であり、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を主な業務としており、各占有企業者の収容施設の情報や監視に関わる特殊性やノウハウを総合的に有する唯一の企業である。</p> <p>したがって、当該業者は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占有企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者からの機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	26,620,000	—		
13 令和2年度企業情報 提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	(一財)建設業技術者 センター 東京都千代田区二番町 3番地麹町スクエア	4010005000180	<p>本業務は、建設業者の資格審査や施工体制の確認等に必要な情報の提供を受け、これを活用することにより、公共工事の入札及び契約の適正化を促進することを目的として、(一財)建設業技術者センターが保有している建設業者の建設業許可情報、経営事項審査情報及び技術者に関する情報等の企業情報をデータベース化した「発注者支援データベース・システム」から、情報提供を受けるものである。</p> <p>上記法人は、建設業者の許可情報、経営事項審査情報等の各種の情報を集積した「発注者支援データベース・システム」を開発・運用・管理し、公共工事の発注者に電子データで情報提供を行っている唯一の法人である。</p> <p>よって、本業務を遂行できる唯一の契約対象機関である上記法人と随意契約を締結するものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	非公表	2,970,000	—		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
14 「iJAMP」情報提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号	7010001018703	関東地方整備局は、社会資本の整備及び適切な維持管理、地震・風水害・火山・豪雪・津波等の自然災害や事故発生時への対応、地方公共団体への社会資本整備交付金等の支援、さらには首都圏形成計画等のブロック全体の国土計画の作成や変更等幅広い業務を担っている。こうした幅広くかつ国民生活に直結する業務に迅速かつ適切に対応するためには、日常的に総理官邸を始めとする中央官庁や地方公共団体、さらには警察等の関係機関に関する最新の情報を最大限収集しておく必要がある。 関東地方整備局では定期的な会議や意見交換会で中央官庁や地方自治体等の関係機関から情報を直接収集すべく努力しているが、それらの人的接触による直接の情報収集方法だけでは、関係機関の必要な情報を適時に収集することは困難である。このため、関東地方整備局では、多数の職員が同時に情報を収集できるメール配信等による情報提供サービスを導入してきたところである。 情報提供サービスを行っている業者は複数あるが、中央官庁や地方自治体関係の情報提供を専門的かつリアルタイムに配信しているサービスは限定される。 (株)時事通信社の「iJAMP」は、インターネットを利用して、24時間リアルタイムで行政経済の専門情報を配信する有料情報提供サービスである。 同社が独自に配信している官庁速報をはじめ、各省大臣会見、首長会見及び会見速報など中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時々刻々と発生する政治・社会ニュース、災害情報などを、職員がリアルタイムで把握できるサービスは、(株)時事通信社の「iJAMP」以外にない。 以上より、会計法第29条の3第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、予算決算及び会計令第102条の4第3号の手続きにより(株)時事通信社と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	14,916,000	14,916,000	100.00%		
15 建設業情報管理システム電算処理業務(単価契約)	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	(一財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24	5010005017785	本件業務は、国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「許可行政庁」という。)が建設業許可に係る審査事務等に際して専用システム(以下「C I I S」という。)から入力する業者情報を電算処理しデータベース化するとともに、当該システム自体の管理運営も行うものである。 このシステムの運用により許可行政庁間で業者情報等を共有することで、建設業者間における技術者の名義貸し等の防止や許可審査事務の迅速化・指導監督業務が適正に行われている。 このため、建設業許可に係る審査事務等においては全許可行政庁が同一のシステムを使用する必要があるが、C I I Sはオンラインネットワーク化された当初(昭和62年度)より現在に至るまで当該財団法人が開発及び管理運営を行っているため、本件業務を履行できる唯一の者であり、現在全ての許可行政庁が当該財団と契約している。 以上の事由により、本件業務については当該法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	システム基本料 ¥55,000 (1ユーザ10当たり・月額) 建設業許可電算処理料 ¥4,070 (1処理当たり) 経営事項審査電算処理料 ¥702 (1処理当たり)	システム基本料 ¥55,000 (1ユーザ10当たり・月額) 建設業許可電算処理料 ¥4,070 (1処理当たり) 経営事項審査電算処理料 ¥702 (1処理当たり)	100.00%		単価契約 調達予定 総額
16 宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	(一財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	5010405000762	本件業務は、国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)が、宅地建物取引業に係る審査事務等に際して専用システムから入力する業者情報を電算処理し、これをデータベース化するとともに、当該データベースの運用管理等を行うものである。 これにより、宅地建物取引業者間における専任の宅地建物取引士の名義貸し等の防止や、免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査事務の迅速化及び指導監督業務の適正化が図られているものである。 このため、すべての免許行政庁において同一のシステムを活用する必要があるところ、免許行政庁間での取り決めにより、宅地建物取引業法に精通し、免許申請等の専門的な知識を有している当該法人を唯一の管理・運営機関として決定しているものである。 こうしたことから、本件業務については、当該法人と随意契約を締結するものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,179,939	2,179,939	100.00%		

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
17	R2危機管理型水位計運用システム利用業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月1日	(一財)河川情報センター 東京都千代田区麴町1-3	3010005000132	本件は、関東地方整備局が設置する危機管理型水位計について、水位計が観測した水位情報を携帯電話回線を通じ、システム事業者が構築した危機管理型水位計共同運用システム(以下「共同運用システム」)に収集し、河川管理者、市町村、一般住民に対して提供するものである。 危機管理型水位計の運用にあたっては、洪水時の河川水位情報を幅広く提供し活用するため、国、地方公共団体と共同して運用することとしている。 このため、国、地方公共団体と共同運用システムを利用することから、システムの運用については、国・地方公共団体間での取り決めにより、共同運用システムを速やかに提供でき、必要な技術的かつ経理的な基盤を有している一般財団法人河川情報センターをシステム事業者として選定している。 以上のことから、左記法人と随意契約を締結するものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	6,205,641	6,205,641	100.00%		単価契約 (契約単価×予定数量)
18	R2月刊「建設物価」材料単価等電子データ購入	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月2日	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6-17-15	1010005002667	本購入は、関東地方整備局が発注する土木工事の積算に用いる設計単価を決定する基礎資料として、月刊「建設物価」に掲載がある材料単価及び機械賃料のうち、土木工事積算システムへ登録が必要となるものを正確かつ効率的に処理することから、電子データにより購入するものである。 購入したデータは、別途購入する月刊「積算資料」のデータと平均化処理を行い関東地方整備局が利用している新土木工事積算システムへ登録し、局統一設計単価として積算に活用するものである。 月刊「建設物価」の発行者に、本購入のためのデータ提供について、書面による了解を得て、毎月20日迄、20日が土曜・日曜・祝日の場合はその前開庁日に納品が可能となる者があれば、本購入の参加資格者となることができる。 このことから、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、(一財)建設物価調査会と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	9,611,800	9,611,800	100.00%		
19	R2月刊「積算資料」材料単価等電子データ購入	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月2日	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6-17-15	1010005002667	本購入は、関東地方整備局が発注する土木工事の積算に用いる設計単価を決定する基礎資料として、月刊「積算資料」に掲載がある材料単価及び機械賃料のうち、土木工事積算システムへ登録が必要となるものを正確かつ効率的に処理することから、電子データにより購入するものである。 購入したデータは、別途購入する月刊「建設物価」のデータと平均化処理を行い関東地方整備局が利用している新土木工事積算システムへ登録し、局統一設計単価として積算に活用するものである。 月刊「積算資料」の発行者に、本購入のためのデータ提供について、書面による了解を得て、毎月20日迄、20日が土曜・日曜・祝日の場合はその前開庁日に納品が可能となる者があれば、本購入の参加資格者となることができる。 このことから、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、(一財)経済調査会と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	8,093,800	8,085,000	99.89%		
20	R2堤防監視システム研究開発業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月14日	光陽無線株式会社 福岡県福岡市博多区新和町二丁目3番32号	2290001013078	本業務は、洪水時の堤防からの越水や堤防決壊等を迅速に把握するための監視システムの開発、構築を行うとともに、モデル地区における現地実証実験を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で高い信頼性を必要とすることから、業務実施方針及び手法、特定テーマに対する提案などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 光陽無線株式会社は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	34,826,000	34,650,000	99.49%		

公共調達 の 適正化 について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく 随意契約 に 係る 情報の 公表（物品 役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
21	令和2年度スキルアップセミナー関東運営補助等業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月27日	ニッセイエプロ株式会社 東京都港区西新橋1-18-17	8010401021636	本業務は、スキルアップセミナー関東の運営補助等を行う業務である。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、スキルアップセミナー関東の効果的なプレゼンテーションの在り方を含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 ニッセイエプロ株式会社は企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,992,000	2,992,000	100.00%		
22	R2大型車両の通行適正化に関する啓発活動支援業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年6月4日	公益財団法人 日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋 1-5-10	2010005004175	本業務は、大型車両の通行の適正化に向けて、運送事業者、荷主及び社会一般に対して効果的な啓発活動の取り組み内容を提案し、その効果検証を実施するとともに、関係機関・団体等が連携して設立した「大型車両通行適正化に向けた関東地域連絡協議会（以下連絡協議会）」の運営支援を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、大型車両等の取り巻く課題等を把握・整理し、連絡協議会として取り組むべき具体的な広報内容について、実効性のある効果的な啓発活動などを含めた技術提案を求め、企画競争により業者選定をおこなった。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	9,922,000	9,922,000	100.00%		
23	R1特殊車両新自動算定設備開発業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年6月10日	株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内 1-6-1	7010001008844	本業務は、既存の「特殊車両通行許可システム」の機能を抜本的に改善し、今後の特車新制度に対応した機能の追加が可能な、自動算定設備の開発を新たに行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、業務実施方針及び手法、特定テーマに対する提案などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社日立製作所は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	935,000,000	935,000,000	100.00%		
24	令和2年度機械設備維持管理システム構築業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年6月11日	株式会社長大 北関東支店 埼玉県さいたま市大宮 区桜木町2-324-1	5010001050435	本業務は、機械設備維持管理システムに機械稼働時の情報を登録する様式の改良及びそれに伴うシステム改良を行うものである。 本業務を遂行するためには、高い信頼性を必要とすることから、的確性、実現性、独創性などを含めた技術提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 株式会社 長大は、企画提案書において、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	24,607,000	24,530,000	99.69%		



公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
25 伊豆諸島ブロック低潮線保全区域巡視に関わる備船業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年6月30日	八丈島漁業協同組合 東京都八丈島八丈町三 根4206	3010005014999	本業務は、「低潮線保全法（略称）の一部の施行について」（平成23年6月1日付けで国河政第33号、国港振第13号河川局長及び港湾局長通達）に基づき、排他的経済水域の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要がある「低潮線保全区域」における制限行為の有無、低潮線及びその周辺の状況等を職員が把握するため、備船を行うものである。 関東地方整備局管内では、本業務の対象区域である伊豆諸島をはじめ、小笠原諸島の他、東京から約1,700 kmに位置する沖ノ島島など45区域を所管している。 通達では、地形変化等の直接目視を行うため、「局所管の防災ヘリコプター等により巡視することとされているが、本業務の巡視区域において、当該防災ヘリコプターでの航続距離では到達できず、また緊急装備を具備していないことから巡視は不可能である。そのため「船舶」による巡視を行うものである。 「船舶」による低潮線保全区域の巡視にあたっては、直接目視の観点から出来る限り保全区域に近づくことや、海象・気象などの変化に応じた安全な航行が求められる。 このため、周辺の海底地形等における現地状況や、潮流・天候の変化などによる安全確保について専門的な知識や経験が必要である。 八丈島漁業協同組合は、当該低潮線保全区域周辺の現地状況や、現地特有の潮流・天候の変化による安全確保について専門的な知識と豊富な経験を有する唯一の業者であるため、下記法令に基づき随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,844,650	1,844,650	100.00%		
26 リモートアクセス用ライセンス一式購入	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年4月7日	(株)大塚商会 LA 事業部 北関東LA販 売課 埼玉県さいたま市中央 区上落合8-1-19	1010001012983	本件は、新型コロナウイルス(COVID-19)による、在宅勤務に対応するためリモートアクセス用ソフトウェアのライセンスを購入するものである。現在、新型コロナウイルスは爆発的に感染数拡大により、休日の不急不要での外出抑制や平日業務のテレワーク実施等推奨されており、関東地方整備局においても早急にテレワークを実施できる環境が必要となっている。この状況を踏まえ、3月よりセキュリティ及び利用環境を確認するため下記業者を介して「新型コロナウイルスの感染拡大に伴うC A C H A T T O各種ライセンス無償提供」を活用し、リモートアクセス用ソフトウェア「Splashtop C A C H A T T O クラウドバック」を検証しているところである。検証の結果、当局ネットワーク環境での利用に適していると判断でき、まもなく無償提供期間も終了するため、ライセンス数の継続及び追加を行いたい。よって、試行環境をそのまま本番環境へ移行可能であることが必須条件であり、迅速な対応が可能な上記業者と緊急随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	17,132,500	17,132,500	100.00%		
27 R1高濃度PCB廃棄物処理委託	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年7月7日	中間貯蔵・環境安全事業(株) 東京都港区芝1-7-17	2010401053420	本業務は、関東地方整備局管内9事務所で保管・管理している高濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含有した道路照明用安定器を、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）に基づき処理を行うものである。 当該処理に当たっては、「PCB特別措置法」で示す、都道府県等が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき行う必要がある。 東京都が定めている「東京都ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」、神奈川県が定めている「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」、千葉県が定めている「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」及び、埼玉県が定めている「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」並びに、山梨県が定めている「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」においては、高濃度PCB廃棄物の処分先として中間貯蔵・環境安全事業(株)のみを規定している。 よって、法令等の規定により当該業者は、本業務の唯一の契約相手方であることから随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	248,411,716	248,411,716	100.00%		

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
28	R2-6 河川情報サービス提供業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年8月24日	一般財団法人 河川情報センター 東京都千代田区麹町1-3ニッセイ半蔵門ビル	3010005000132	本業務は、インターネットを利用して国土交通省が提供対象者毎に河川情報並びに全国版水文水質データ提供システムの信頼性の高い安定的な情報提供を行うためのサービスを提供すること、及び水情報国土データ管理センターに係るサービスを提供するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、業務実施方針及び手法、特定テーマに対する提案などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 一般財団法人河川情報センターは、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、上記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	6,198,060,000	-		
29	R2インターネット等を活用した建設現場の現状把握・分析に関する業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年8月28日	(株)エム・シー・アンド・ビー 東京都千代田区紀尾井町4-1	2120001041913	本業務は、働き方改革が推進される中、建設業のイメージアップ、担い手確保等につなげることを目的として、インターネット等を活用した建設現場での現状の課題の把握・分析及び広報用資料の作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務を実施するために必要な項目及びその対応策と留意点等を含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社エム・シー・アンド・ビーは、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	6,996,000	6,996,000	100.00%		
30	R2 東京湾岸地域の道路ネットワーク整備に関する広報業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年9月9日	(株)電通東日本 第3営業局さいたま支社 さいたま市大宮区桜木町1-7-5	1010401050996	本業務は、千葉県湾岸地域における規格の高い道路計画をはじめとする今後の道路整備により、東京湾岸地域をはじめ首都圏に与える影響に関する広報を実施（シンポジウムその他、今般の社会情勢を踏まえWebサービス等を活用することも想定）し、東京湾岸地域を中心とした道路ネットワーク整備への期待感の醸成を図ることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画提案を必要とすることから、的確性、実現性、独創性などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社電通東日本は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	14,982,000	14,982,000	100.00%		

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
31 R2技術者情報データベース管理システム改良業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年9月16日	TDCフューテック (株) 東京都中央区東日本橋 3-6-11	5010401012984	本業務は、技術系職員の技術的な資格の取得状況等を総合的に管理し、効果的な人材活用を図るため、関東地方整備局独自の技術情報データベース管理システムを改良及びデータ更新、それに伴うマニュアル作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度で高い信頼性を必要とすることから、業務を実施するために必要な項目及びその対応策と留意点等を含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 TDCフューテック株式会社は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	2,999,700	2,999,700	100.00%		
32 R2高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年9月18日	中間貯蔵・環境安全事業 (株) 東京都港区芝1-7 -17	2010401053420	本業務は、さいたま新都心合同庁舎2号館で保管・管理している高濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含有した蛍光灯安定器等を、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）」に基づき処理を行うものである。 当該処理に当たっては、「PCB特別措置法」で示す、都道府県等が定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき行う必要がある。 埼玉県が定めている「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の第1基本事項5処分先においては、高濃度PCB廃棄物の処分先として中間貯蔵・環境安全事業（株）のみを規定している。 よって、法令等の規定により当該業者は、本業務の唯一の契約相手方であることから随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	72,867,564	72,867,564	100.00%		
33 R2統合道路情報システム改造業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年10月1日	日本無線（株）関東支社 東京都三鷹市牟礼六丁目 21番11号	3012401012867	本業務は、管内、他地整及び関連高速会社の気象、道路情報板、交通量及び工事規制等の各種情報を収集し、これらの情報を統合して、道路管理者や一般の道路利用者に有用な情報を提供する統合道路情報システムの改造等を行うものである。 統合道路情報システムは、円滑かつ効率的な道路管理を目的に、逐次変化する道路情報を収集し、関連する各種システムへ配信することにより、道路管理者のみならず一般の道路利用者へ情報提供を行うシステムであり、改造にあたっては、運用に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。 よって、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている上記業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記業者と契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	20,631,424	20,460,000	99.17%		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備考
34	令和2年度関東地方整備局人材育成支援検討業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和2年10月20日	(一財)NHK放送研修センター 東京都世田谷区砧1-10-11	4010905000040	本業務は、関東地方整備局職員の説明力向上に必要な人材育成支援や今後に向けた検討提案を行うことを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、職員が、職員以外の様々な相手に対して説明を行うにあたり効果的な説明方法について、企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 一般財団法人NHK放送研修センターは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,552,000	2,440,081	95.61%		
35	R2特殊車両システム改良業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和2年10月26日	(株)建設技術研究所 東京都中央区日本橋浜町3-21-1	7010001042703	本業務は、特殊車両通行許可審査の迅速化に向けて、現行制度における許可要件の緩和や申請手続きの簡素化等に対応するため、特殊車両システムの改良を行うものである。 特殊車両システムは、オンラインでの特殊車両通行許可の申請受付や、道路管理者による審査、許可書発行等を行うシステムである。システムの改良に当たっては、本システムの構成を熟知し、システムに関する幅広い知識と経験を兼ね備えた技術を有する者に合わせる必要があり、また、システム停止時間を最小限に留めるとともに、不測の事態も想定した対応が必要であることから、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。 よって、本システムの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている上記業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出要請を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、下記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	117,700,000	117,700,000	100.00%		
36	R1新特殊車両システム地図データ作成業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和2年10月26日	(一財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13	2010005018910	本業務は、新特殊車両システム地図データ(特殊車両DRM)上の道路情報便覧の障害情報等を一般DRMへ関連づけ等を行う必要があることから、特殊車両DRM、一般DRMの地図構成等についてどちらにも精通し、熟知している必要がある。 よって、本地図データの開発者であり、上記の技術的要件等を兼ね備えている下記業者を特定予定者とし、他に本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記業者と契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	49,148,000	49,148,000	100.00%		

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

金額：円（税込）

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の 数	備 考
37	R2八斗島局ほか レーダ雨量計設備修 理	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年10月29日	日本無線（株） 関東 支社 東京都三鷹市牟礼6- 21-11	3012401012867	本設備は日本無線株式会社が設計・製作・据付したものであるが、本設備の修理に係る「参加者の有無を確認する公募手続き」を行ったところ、当該業者以外より参加意思表明書の提出がなかったため、左記業者と本件修理に係る随意契約を締結するものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	8,998,000	8,800,000	97.80%		
38	R2新横浜局ほか レーダ雨量計設備修 理	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年10月29日	東芝インフラシステムズ（株） 通信システムソリューション営業部 川崎市幸区堀川町7 2-34	2011101014084	本設備は株式会社東芝が設計・製作・据付したものであるが、本設備の修理に係る「参加者の有無を確認する公募手続き」を行ったところ、当該業者以外より参加意思表明書の提出がなかったため、左記業者と本件修理に係る随意契約を締結するものである。  なお、東芝インフラシステムズ株式会社は株式会社東芝から社会システム事業部門を承継された業者である。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	14,960,000	14,960,000	100.00%		
39	R2三ツ峠局レーダ 雨量計設備修理	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 土井 弘次 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1	令和2年10月29日	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内 2-7-3	4010001008772	本設備は株式会社東芝が設計・製作・据付したものであるが、本設備の修理に係る「参加者の有無を確認する公募手続き」を行ったところ、当該業者以外より参加意思表明書の提出がなかったため、上記業者と本件修理に係る随意契約を締結するものである。  会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	13,761,000	13,761,000	100.00%		